

第十九回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第二十四号

昭和二十九年三月十八日(木曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君

理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君

理事 内藤 友明君 理事 久保田 鶴松君

理事 井上 良二君

宇都宮 徳馬君 大上 司君

大平 正芳君 小西 寅松君

吉米 地英俊君 福田 越夫君

藤枝 泉介君 堀川 恭平君

池田 清志君 小川 豊明君

佐々木 更三君 春日 一幸君

平岡 忠次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 植木 庚子郎君

大蔵事務官 渡辺 喜久造君

(主税局長) 農林政務次官 平野 三郎君

委員外の出席者

農林事務官(食糧行政業務第一部長) 大口 駿一君

(農林技官(食糧行政業務第二部長) 大石 碩君

入業務課長) 専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

三月十七日

経済援助資金特別会計法案(内閣提出第一〇四号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

繊維消費税創設反対に関する陳情書(酒田市本町五丁目酒田繊維消費

税反対期成同盟業者大会会長鈴木榮太郎君(第二〇〇三号)

同(東京都中央区京橋一丁目十番地社団法人日本中小企業団体連盟会長

豊田雅孝(第二〇〇四号)

同(甲府市議会議長平井一満)(第二〇〇五号)

同(敦賀市北津内社団法人敦賀商工会議所会頭有馬義夫)(第二〇〇六号)

同(武生市社団法人武生商工会議所会頭山田政四郎外四名)(第二〇〇七号)

同(神戸商工会議所会頭宮崎彦一郎)(第二〇〇八号)

同(岡山市岡山商工会議所会頭伊原本伍朗)(第二〇〇九号)

同(戸畑市北九州商工会議所連合会会長中村養外十二名)(第二〇一〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

(内閣提出第一五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

(内閣提出第一六号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

(内閣提出第一七号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

(内閣提出第一八号)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

(内閣提出第一九号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

(内閣提出第二〇号)

骨牌税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

入場税法(内閣提出第三〇号)

しやし織維品の課税に関する法律案(内閣提出第三九号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

関税法(内閣提出第六五五号)(予)

国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

経済援助資金特別会計法案(内閣提出第一〇四号)

〇千葉委員長 これより会議を開きます。

まず昨十七日当委員会に審査を付託されました経済援助資金特別会計法案を議題として、政府当局より提案趣旨の説明を求めます。植木政府委員。

経済援助資金特別会計法案

(設置)

第一条 政府がアメリカ合衆国政府から経済援助に関する協定(以下「協定」という)に基いて贈与され

る円資金を、工業の助成その他本邦の経済力の増強に資するため必要な費途に充てるために、経済援助資金(以下「資金」という)を置き、資金に関する経理を一般会計と区分して行うため、特別会計を設置する。

(管理)

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(資金)

第三条 資金は、協定に基づくアメリカ合衆国政府からの贈与に因る受入金及び資金の運用等に因る収益金をもつて充てる。

(資金の運用又は使用)

第四条 資金は、工業を助成し、その他本邦の経済力の増強に資するため、政令で定めるところにより、運用又は使用するものとする。

2 前項の規定による運用に基づく現金の受払は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二条第一項の収入及び支出とみなす。

3 資金に余裕があるときは、当該余裕金を資金運用部に預託することができる。

(歳入及び歳出)

第五条 この会計においては、第三条に規定する受入金及び収益金、前条第一項の規定により運用した資金の回収金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、同項の規定による運用又は使用のための支出

金をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作製)

第六条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前前年度の資金受払額総計表及び前前年度末現在の運用資産明細表

三 前年度及び当該年度の資金の運用及び使用の計画表

(剰余金の繰入)

第九条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製)

第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、資金受払額総計表及び当該年度末現在の運用資産明細表を添付しなければならない。

(支出残額の繰越)

第十二条 この会計の毎会計年度の歳出予算における支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十三条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 経済援助資金を管理並びに運用及び使用すること。

を加える。

十四の二 経済援助資金を管理並びに運用及び使用すること。

○植木政府委員 ただいま議題となりました経済援助資金特別会計法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、このたびアメリカ合衆国政府との間に締結いたしました経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を本国会に提出いたしました。御承認を求めているのでありますが、本協定に基いて、米国内余剰農産物購入の見返りの円資金のうち、本邦の工業の助成その他経済力の増強に資する目的のためにアメリカ合衆国政府から贈与される金額をもつて、新たに経済援助資金を設置し、その資金に関する経理を明確にするため、特別会計を設けることが適当であると考えられますので、本特別会計法案を提出いたしました次第であります。

次に、本特別会計法案の内容について簡単に説明いたしますと、経済援助資金は、前述の贈与円資金及び資金の運用収益金等をもつて充て、工業の助成その他本邦の経済力の増強に資するため必要な費途にこれを運用または使用することとし、また本特別会計は、贈与円の受入金、運用資金の回収金、運用収益金等を歳入とし、資金の運用または使用のための支出金を歳出としてその経理を行うこととしたのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

い申し上げます。

○千葉委員 次に本日の日程にありますが、所得税法の一部を改正する法律案外十五税制改正法律案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。まず春日君。

○春日委員 主税局長にお伺いをいたしますが、二十九年度の租税及び印紙収入予算の説明書の十四ページにありますが、この法人税法の中で、更正決定増分というのを初めから三百四十億七千二百万円、これは二十九年度実際申告見込み税額千五百五十三億の二〇%で、これだけは更正決定するということ、初めからこの予算が組まれております。なるほどこれは従来の実績にかんがみというふうなうたつてはありますが、こういうふうに初めから申告したものに對してさらに二〇%は更正決定をするのだ、こういう政府の態度をここに宣言したようなものではないかと思う。そうしますと、納税者の側では、かりにこれだけ申告したところで、しよせんは二割高目の更正決定が来るのだから、さすれば実際の収入よりも二割減らして申告しなければつまらない、こういうことで、初めから二割減の申告をして来ることを懸念するようになり、しよせんは人情の掃蕩するところ、当然そういうような経過をたどるのではないかと私は思うのであります。従いまして、明らかに更正決定による増収分があるならば、これは自然増収として期末に処理すべきものであつて、初めから納税者たちは過小申告するに相違ないものとして、これだけのものは更正決定するのだということと予算を組まれるとい

うことは、税法の建前上、納税者というものはインチキを行うものであるという前提の上に立つて予算を組むやり方ではないかと思うのでありますが、これに對して主税局長の御意見を承りたい。

○渡辺政府委員 今春日委員のお話、私たちが相当検討してみたいと思つておりますが、元来予算を見積つておられます基礎になつておられますのは、まずもつて申告所得税——申告分がどれだけの実績があつたか、これを実はもとにしておりまして、その申告分につきましては、その後に生産物価の変動等を加味しまして、一応申告分による納税額というものを算出して行きます。この申告分につきましては、これと多少時期的にずれはありますが、見合つておられます分につきましては、相当更正決定があつた、従つてわれ／＼としてしましては、あらかじめだけだけの更正決定をするということの成心を持つてゐるわけではございませんで、申告が大体正しい申告であれば、もちろん更正決定をする必要は全然ないわけでありまして、ただ基礎にとつておられます申告につきまして、過去において相当更正決定があつた。従いまして、考え方といたしましては二つあるわけでありまして、一つは、この申告税額につきまして、これは税務署で調査し、いろいろ更正決定のあつたその金額に比しますと、相当縮まつた金額でありますから、このところでもつて更正決定の実績などを考えまして、一応あるべき姿を出しまして、そうして目下の生産の状況を加味いたしまして計算する方法が一つあるかと思ひます。それからもう一つは、現在やつておりま

すように、過去における申告の実績、更正決定の実績を見まして計算する方法、これが一つあるかと思ひます。それでお話をうなづいて考えますと、むしろ申告額をもとにして、そしてその以前における更正決定の実績等を考え、あるべき申告額を出しまして、歳入を見込んで行く、これが一つの方法だと思ひます。ただ過去の経験によつてみますと、どうも申告の場合における税金の納まつておる割合、すなわちわれ／＼の方で徴収率と呼んでいますが、この徴収率と更正決定の徴収率との間には、どうも更正決定の場合の徴収率の方がずつと落ちておるやうな実績がありますので、これを一緒にして計算することにおきましては、そこに見積りに誤差が生ずるといふことも考えられますので、一応こういうやうな姿で計算しておるわけでありまして、税務行政といたしましては、この更正決定の多いことはもちろん好ましいことではございません。申告が正しくあればもちろん更正決定の必要はないわけでございますが、漸次申告も改善されて来ておることはわれわれ認めておりますが、なか／＼そう一挙に改善されるわけにも参りませんので、従来例によりまして、申告分についての実績をもとにしてまして申告納税による分を一応推算し、同時に更正決定の実績に従いまして、更正決定による収入分を見積る、こういうふうなわけに計算した方が、見積りといたしましては正確な見積りに到達できるのではないかと。従いまして、春日委員のお話にありましたように、あらかじめこういう見積りがしてあるから、税務署としては当然二割更正決定

合なんかどうです。たとえば三月十五日で予定申告は締切られたと思うの。だが、それにさきがけて各税務署は、お知らせ額というものを全部申告の事前
に納税者に発送しておる。あなたの本年度の税額はこれ／＼であります。だからこれに対して申告してください、
こういう影響力を与えておる。大体こ
ういふこと、うたふものは、一本

いかなる法律の根拠によつておやりになつておるのか、私はまずその点から明らかにして行きたいと思ふのであります。税法が改正されて、自分の利益のあつた分を民主的に申告するのだという考え方で税制の民主化が一応は知られてはおるのだけでも、しかしお知らせ額に達しない申告に対しては、更正決定をもつて臨んで行く、こういうことであるならば、この申告納税制度というものは根本から何ら權威を有

しないものである。のみならず、法人税においても現実には二割というような過小申告があるので、個人に対するお知らせ額とあたかもうらはらをなすような更正決定がやがて行われるであろうということが、この予算の積算の中に明確に意思表示がされておる。このことは、末端の税務署員がこれの影響を受けて査定に当ることは当然であります。それでもなおかつあなたの方は、納税者の申告が尊重されて、そして申告内税割制度の方針を堅持している

りたい。

○渡辺政府委員 お知らせの点につきましては、国税庁の方で御答弁申し上げるのがいいのかもしれませんが、一応私も知っておりますので御答弁申し

上げます。今年もどの程度やつておりますか。つきりいたしません。過去におきまして、納税者に対してお知らせしていただき、それで申告していただくという意味のお知らせはしていただきたいと思います。税務署で調べたところによりますと、あなたの所得はこの程度になるように思われます。ということを、御参考にお知らせしますという意味で申し上げておるのでして、それで申告しなければ更生決定だという意味でお知らせしているわけではございません。と申しますのは、税務署の調査といたしまして、それがほんとうに正しい調査であるかどうかということについては、まだ自信がないわけでございます。ただ調べましたところにおいては、こういう結果になるといふことを、納税者の申告なさる場合の一種の参考の意味でお知らせしている。ただこういう意味につきましても、今春日委員からいろいろ御批判もございましたように、いろいろ誤解を受けるような面もございまして、従つていろいろお知らせもできただけ順次やめて行くこと、この分も漸次整理して行く方向に進みつつある、こういうふうに国税庁長官から私に聞いております。

○春日委員 そのお知らせ額なるものは自信がない、自信がないからそれを強行しようという方針はとつていない、こういうようなことを言つておられるようですが、まさしくその通りであります。少くとも個人に帳簿はないのだから、本人自体でもつきりわかつておられない。いわんやそれを遠くからなめることの税務署員、

あるいは税務署に、それに対して現実にはそれ／＼お知らせ額を明示しておるが、わかるはずがない。わかるはずがないものをお知らせして送付しておる現在の徴税方式がけしからぬと私は申し上げておるわけでありませう。現実にはわれ／＼は町の中に住んでおつて、そういう事情は手にとるごとくにつぶさにわかるのである。そういうような確信のないところのお知らせを出しになるということ自体はなほだ非民主的であるということ、私は指摘いたしておるのであります。私は少くとも官庁が確信のないような数字を出して、何のために納税者に対して悪い影響を与えるか、そのことはすなわち申告納税制度を攪乱するやり方であると思われ。現実にはわれ／＼のころへしばしば随情も要請も受けておる事柄で、本年の三月十五日に締め切られたところの申告、これにはお知らせが昨年度の実績の三割高、ひどいところは五割高で、言めつぼうにそういうものが表示されておる。従つて業者たちは非常に周章狼狽して、本年度は不況なんだ、金詰まりなんだ、それだからお知らせに準拠した申告をすることができない。こういう泣きの涙で税務署へ訴える。ところが税務署としては、現在あなたの方に組まれております予算にも明示されております通り、所得税の納税額においては、本年度は昨年度の当初予算額に比べて二百何十億、これだけの実際の実績を零細所得者たち個人所得者たちは所得税について加重された形になつておるので、いづれにしても個人々々が昨年よりもとにかく何がしかの増加した申告をしなければならぬという立場におい

て、その税務署のお知らせ額なるものは、なか／＼個人の陳情に対してもしんじやくされるというようなことはほとんどない。それが問題となつておるのであります。私は現実の問題として、一方においてはそういうお知らせによつて昨年度よりも何割増しという申告をなさしめ、さらには一方それとあらはになるところの法人税においては明確に二割高、こういうような明示をされるということ、すなわち納税者そのものは全部インチキをやるのだ、一方にはこういう考えをし、一方においては、去年の額よりも三百何十億を増徴しなければならぬのだから、何でもかんでもいいから、まあ去年の何割高という形でとにかく更正決定をし、こういうことをあなたの方が頭からきめてかかつておられる態度ではないかと思うが、これに対してひとつ公務次官から御答弁をお願いしたいと思ふ。こういうような徴税行政が政治的に見てどうであるか。現行税制から考へて、これはあまりに非民主的なやり方であると思うが、それに対してどういふお考えをお持ちになつておるか、ひとつ植木政務次官から御答弁願いたい。

て、その税務署のお知らせ額なるものは、なか／＼個人の陳情に対してもしんじやくされるというようなことはほとんどない。それが問題となつておるのであります。私は現実の問題として、一方においてはそういうお知らせによつて昨年度よりも何割増しという申告をなさしめ、さらには一方それとあらはになるところの法人税においては明確に二割高、こういうような明示をされるということ、すなわち納税者そのものは全部インチキをやるのだ、一方にはこういう考えをし、一方においては、去年の額よりも三百何十億を増徴しなければならぬのだから、何でもかんでもいいから、まあ去年の何割高という形でとにかく更正決定をし、こういうことをあなたの方が頭からきめてかかつておられる態度ではないかと思うが、これに対してひとつ公務次官から御答弁をお願いしたいと思ふ。こういうような徴税行政が政治的に見てどうであるか。現行税制から考へて、これはあまりに非民主的なやり方であると思うが、それに対してどういふお考えをお持ちになつておるか、ひとつ植木政務次官から御答弁願いたい。

○植木政府委員 更正決定の増差分の問題については、御意見でございますが、この問題につきましましては、渡辺政府委員からも申し上げております通り、従来の過去の実績等にかんがみまして、この見込額の計算の立て方が、ちよつと前年の収収その他を参考にして、そうして申告についてはどういふ実績であつたか、その後のいわゆる更正決定においてどういふ程度に増加したかという過去の実績を採用

して、こういう露骨ではございますが、ありのままに計上しておるわけでありませう。この問題につきましましては、今春日委員も仰せになりましたが、必ずしも納税者の方でも故意に過小の申告をししようとする場合のみならず、事実上の問題として、やはり忘れておる、あるいは誤解しておる、そういうことのために申告が過小になつておるという場合もたくさんあります。だからそういう場合と両方あわせて、それが実績的に前年の調査したところによるとこういうふうになるというので、こうした方法を採用しておるのであります。積算の方法には、こういうようなことをやらないで、また別途いろいろ積算する方法もございまいしうが、しかしなるべく前年の実績に合つたようなやり方を採用することが、おおむね現在の社会情勢、経済社会における実情を反映しているもの、こう考えまして、適実な見積額をやるのにはこうした方がまず適切だろう、こういうことでございましておる次第であります。しかしこれも渡辺政府委員がやはり申し上げます通り、必ずしもあまりいい制度とも考えられない。従つてお知らせ額等の問題についても十分研究をして、できるだけそういうものを減らして行く、そういう方針をだん／＼緩和して行く、こういうふうな考えでおる次第でございますから、その点御了承を賜りたいと存じます。

○春日委員 それでは、まだ引續いてたくさん関連してお伺いしたいことがございまして、農林次官の御都合があるようでありますから、一応そちらの方に譲りまして、あと引續いて御質問いたします。

○千葉委員 小川君。○小川(豊)委員 農林次官に御質問申し上げます。先般要求した資料の中で、トルコ米輸入の資料を要求して、ここに資料が出て来ておるわけですが、このトルコ米が二十八年十月十三日に五千二百七十一トン輸入されておるわけですか。そこで私もこの政府の発表した輸入計画を見ておると、この輸入計画書というものは、このトルコから輸入するという計画がないのです。それがどういふことでこれを突然トルコから輸入するようになったか、この点をお尋ねしたい。○千葉委員 小川君に申し上げますが、平野次官は、今説明員が間もなく来るから、しばらく答弁を待つてもらいたいということなんです。○小川(豊)委員 では砂糖ですか。これはわかりませうか。それじや保安隊に払い下げた碎米の方はわかりませうか。○平野政府委員 実はききょう砂糖の問題、それから碎米の問題等についての御尋ねがあるということでありまして、事務的なことでございまして、こまかいことは私承知いたさないのではありませんので、食糧庁長官並びに砂糖のことにつきましては食品課長、碎米の問題につきましては需給課長が来ておるわけでございますが、もうすぐ参りますから、ちよつとお待ちいただきたいと思ひます。

○小川(豊)委員 私の質問は、事務的な問題はあつていいのです。だがここに輸入計画を政府で立ててある。その輸入計画に、トルコ米の輸入計画というものはないので。それが突然輸入されていて、い／＼な事故を起してなるのです。そこで、そういう輸入計

画があるのかないのか。ないならば、ないものをなぜ突然トルコから入れたか。この点は私は事務じやないと思うのです。決して事務じやないのです。その点を御承知ならば承りたい、こう思つておるわけです。

○平野政府委員 米の輸入に關しましては、もちろん年度当初計画というものを立てるわけでございます。実はトルコ米のことを私承知いたしておりませんが、そういう計画になつておりません、なるべくならば政府としては良質の安い米を買いたい、こういうことで、世界各國に手配をいたしておるわけで、それに該當するようなものがありましたが、適当なものはこれを買入れる、これはまたた価格の問題ばかりでございまして、いろ／＼外交上の關係等もございまして、予定しておつたものが入らない場合もありまして、また外交上の關係から、予定していなくても、急に適切なものが買えるようになるということもおるわけでありまして、従つて計画でありますから、実施上の面において多少変更するということはあるのでござい

○小川(豊)委員 計画になくても良質低廉の場合には買うことがある、それから外交上から特にそれを輸入することもある、かような御答弁ですけれども、私どもの見ているところでは、トルコから入れた米は良質低廉であるとはどうしても思えない。当時の輸入価格から見ても、低廉だとは思えないのです。しかも入つて来て、ほとんどが変質してしまつた。去年あれだけわれわれによつて黄変米、変質米の問題に

ついてここで論議され、しかもまた入れた。そのほとんどがまた変質して入る。ここへ出て来ている資料とはなほだしく違ふというのを私も見えない。いま一つは、それならばなぜこういう計画にないもの、しかも入つた結果としてはこういう悪いものになつてしまつたか、これは、私どもの承知しているところでは、外務大臣の方から食管に対して、トルコから米を入れるようにという要請があつて、やむを得ず入れたというのを風聞している。どういふ必要で外務大臣はこれを要請したのか、この点も聞きたいと思ふ。

○平野政府委員 トルコ米の問題について、外務大臣から要請を受けたことは何ら聞いておりません。また大臣から特にトルコ米を買えというような要請をすべき性質のものでもございませうし、そういうことはあり得ることと思ひます。

○小川(豊)委員 それでは、外務大臣からそういう要請はなかつた、同時にそういうことはあり得べきことではない。こういうことになり得るならば、前段は良質低廉なるがゆゑに買つた、こういうふうに解釈していいですか。そういうふうな解釈せざるを得ないが、そう解釈して私の質問を進めていいわけですか。

○平野政府委員 政府としては、食管會計において扱つて行きます上においては、原則として良質低廉なものを買いたい、こういうことで進めておるわけでございますが、いろ／＼外交上の都合で、原則に反しない範囲において

取引をすることが適當である。一面輸入をいたしますには、輸出振興ということもありまして、輸入の道を開くことによつて、また一方において、通商貿易上輸出面において非常によするところがあるという面から貿易を進めるとは、そういう面から貿易を進めるといふこともあり得ると存じますので、原則といたしましては、食管特別會計におきまして良質低廉なものを買つていふことを主眼として進めておるわけでございます。

○小川(豊)委員 私どうもわからなくなつてしまつた。外務大臣から要請がなかつた。従つて、御答弁によると、良質低廉であるから買ふというのか。今度は外交上そういうものになつても買ふ場合もあるということになると、こつちからも悪質高価なものを送り得るという条件で、そういう低質高価なものも買ふことが外交上ある。こういうことになるのですが、私はこれは外交上じやないと思ふ。

○平野政府委員 もちろん外交上の必要がございまして、悪質高価なものでもかまわないというようなことは絶対ございませぬわけ、あくまでも原則は良質低廉であるということであり、また外交上の都合で、その原則に反しないときには、そういう取引を進めることも好ましい場合があるといふことを申し上げておるわけでございます。これは、御承知の通り政府といつたしましては、なるべく輸出貿易上、国民全体の利益を考へるわけであり、従つてそれには輸出の振興という目的を達成いたしますならば、非常によいわけでありまして、それに資するところがあるような場合において

は、取引上の事実に基づくことでございす。なお先ほど外務大臣の要請によつて計画にないところの悪質高価なるトルコ米を輸入したことも、事実に基づく問題でございまして、私よく承知してございす。今この方の事務を取扱つておる需給課長が出席いたしまして、需給課長から御説明を申し上げ

○大口説明員 私は輸入の方を担当しております。事務上私との關係ではございませぬので、承知いたしてございせん。

○小川(豊)委員 需給課長が来ているなら、需給課長でわかることをお尋ねいたします。

あなたの方で、保安隊の共済組合本部長木村篤太郎という人が、(笑)その共済組合の本部長の木村篤太郎という人の指定するものに対して、昭和二十八年二月、六月、九月の三回にわたつて碎米五百トンを保安隊員の菓子用として払い下げているわけ、す。そこでこの木村篤太郎という人はどういふ指定権を持つてどういふ人に指定したか、これを伺いたい。

○大口説明員 共済組合本部長の要請に基づきまして、碎米の払い下げを昨年実施いたしました、同時に保安隊の事務当局の方から、事務上の連絡をいろいろいたしまして、私どもで事務をとり進めたのであります。

○小川(豊)委員 そうすると、トン当り五万五千五百円で払い下げをしておるわけでありまして、当時、二十八年の外米は百九十八ドルというから、七万二千円くらいになつておるかと思ふが、当時の米の輸入価格はどのくらいであつたか、これをお尋ねしたい。こ

は、取引上の事実に基づくことでございす。なお先ほど外務大臣の要請によつて計画にないところの悪質高価なるトルコ米を輸入したことも、事実に基づく問題でございまして、私よく承知してございす。今この方の事務を取扱つておる需給課長が出席いたしまして、需給課長から御説明を申し上げ

○大口説明員 私は輸入の方を担当しております。事務上私との關係ではございませぬので、承知いたしてございせん。

○小川(豊)委員 需給課長が来ているなら、需給課長でわかることをお尋ねいたします。

あなたの方で、保安隊の共済組合本部長木村篤太郎という人が、(笑)その共済組合の本部長の木村篤太郎という人の指定するものに対して、昭和二十八年二月、六月、九月の三回にわたつて碎米五百トンを保安隊員の菓子用として払い下げているわけ、す。そこでこの木村篤太郎という人はどういふ指定権を持つてどういふ人に指定したか、これを伺いたい。

れは金利その他諸掛を入れて発表して
いたただいて下さいます。

○大口説明員 払下げをいたしました
ものは輸入の碎米でありまして、ただ
いまのトン当り百九十八ドル何がしと
いうお話は、多分碎米でない普通の米
の値段かと思いますが、払下げを実施
いたしました碎米の輸入価格が現実
に幾らであつて、その後の経費が幾らで
あつたかという事は、私今ちよつと
手持ちの資料がございませんので、取
調べをいたしまして御報告申し上げます。

○小川(豊)委員 さらにお尋ねします
が、保安隊員の菓子用に五百トン払下
げられた碎米を、今度は業者を指定し
て払い下げたが、この指定された業者
というものが出ていない。この払い下
げられた業者と保安隊をめぐつて、そ
の後この米が横流しされて事件になつ
てゐるはずですが、あなたはその経過
を御存じですか。

○大口説明員 保安庁の共済組合本部
長の指定を受けた菓子業者のうちで、
昨年度若干事件に関係を持った業者が
あるという事は聞いておりますが、
事件の内容のこまかい点につきましては、
私実はまだ承知をいたしておりま
せん。

○小川(豊)委員 私がこの点について
お尋ねするのは、非常に食糧事情が逼
迫している中で、保安隊員の菓子用と
して碎米を出したとか、出さないとか
いう議論は一応ここでおいても、その
出された木村篤太郎という人が指定す
る業者なんだ。この木村篤太郎という
のは、おそらく保安庁の長官だろと思
う。指定した業者がその米をよそに
流して保安隊員の口に入るといつて入

れた碎米が、保安隊員の口に入らず、
よそへ流れてしまつた。しかもこれを
流すについては、保安隊の給手を扱つ
てゐる人も関係してゐる、そういうこ
とがありながら、これはあなたの
方でどういう措置をとつたのですか。

これに対して、今あなたはそれをどう
処理されたかよく知らない、事件があ
つたことは聞いておるけれども、どう
いうことをしたか知らぬというの、
それは無責任じやないですか。特定の
業者に払下げられたものが横流しされ
てゐる。前から政府の事故米について
あれほど議論して、そういうことは今
後絶滅させるというのをこで言明
されておる。それが二十八年度の、つ
い九月に払下げられて、しかもこれが横
流しされてゐる。一体これについてあ
なたの方はどういう処置をされてお
る。今私がお尋ねすると、知らないとい
うのですが、それは知らないでは通
らないじやないですか。一体どうなん
ですか。

○大口説明員 先ほどお答えいたしま
した事件と申しますのは、保安庁の関
係で、菓子業者と保安庁との間で事件
の捜査が行われてゐるという事は、
私聞いたことがあるわけでありませ
んが、現実に菓子業者が横流しをしたと
いう問題につきましては、私実は今日
お尋ねがあるまで聞いたことがなかつ
たので、そうお答えいたしましたわけであ
ります。

○委員長退席、内閣委員長代理着
席

○小川(豊)委員 そうすると需給課
長、さつきあなたは、そういう事件が
起つたことを仄聞してゐるけれども、

私は深く知らないという御答弁であつ
た。今の答弁では、そういうことが起
つたのは今こで初耳だというの
は、あれは新聞にも出てゐるんでは
ない。それはどうなんですか。

○大口説明員 事件が起きたことは存
じております。事件の内容が横流し以
外の内容であるという事は承知いた
してありますが、横流しという内容の
事件は、私きよう初めて聞いたわけ
であります。

○井上委員 砂糖消費税の問題に關連
して質問したいのですが、ただいま小
川君が質問いたしておりましたこと
に關連があるのではありませんか。農
林次官及び需給課長は、わが国の本
年の食糧需給が一体どういふ状況に
あるかといふことはよく御承知のほ
うです。内産米の供給は意のごとく
ならず、消費者への配給は日に／＼
内地米を削減しなければならぬ実情
になつてゐる。そういうことから外
米を必要量以上に輸入いたし、これ
の穴埋めをいたしてゐることは御存
じの通りであります。私も、私ども
そういう日本の食糧事情の現状から
貴重な外貨を使つて輸入します外米
が、できるだけ効率的に配給されるこ
とを、今まで強く政府に要望して來
ましてや今問題になつてゐる碎米の
取扱い問題につきましても、できる
だけこれを食用化して、これが主食
の代替に使えるものは使えような方
途を講ずべきことを、政府に／＼な
方法で強く要望して來た。特に今問
題になつておりました碎米の利用につ
きまして、政府は昨年これを主食の代
替用として希望配給にし、差引配給
の、何といひますか加工要綱案とい
うもの

をつくりまして、それによつて差引配
給を認めて來ておるわけでありませ
ん。ところがそれはほとんど形式だけ
であつて、その後今申しますような
主食にこれを活用する道を積極的に推
し進めず、横流しになるような方向
に使われてゐる傾向が最近非常に問
題になつて來ております。今の保安
隊にやつたものが横流しになつたとい
ふ話であります。私はそこにおいでな
ります。あるいは伊東第一部長、あ
るいは食糧長官に、これが主食化へ
の方途を講ずべきである、そうしてこ
れを間食その他のものにできるだけ使
わぬように政府として考えるべきじや
ないか、特にこの際、聞くところによ
ると、この碎米を労働組合総評議會
の方に一千トンから割当をするとい
ふことであるが、これが労働加配米と
して活用されるならばけつこうであ
るけれども、間食用のなものに使われ
るということならやめた方がよいと思
ふ。よく考えましよう、こういうこと
であつたわけでは。ところがその後こ
れが労働組合総評議會を中心とした
方面に流されるという事で、入札を許
可しております。払下げを、指名随
契です。それは名前が総評議會にな
つておられます。菓子業者をつくり
ます。菓子屋が労働省を動かして、
労働省の名前で農林省に一千トン要
求したものを許可してあります。あな
たは需給課長として、あなたは需給課
長として、そういうやり方が一体妥
当なやり方とお思ひになりますか。現
実に食糧に活用できるものを、しかも
外貨が不足してどうしようかといふ
非常な困つてゐる時に、そういうもの
を間食用に流すといふのは一体どう
いうことですか。労働組合を中心し
た、

いわゆる労働加配米をもらつておる方
面に間食用としてこれを一千トン払い
下げた根拠は一体どこにあるので
す。われ／＼は国会議員として、あな
たにたいし申し上げましたようなこ
とから、できるだけ効率的に食用化す
るようになつてゐることを申出た、そ
のときはまだ許可してない。その後あ
なたの方ではこれを許可したといふこ
とはどういふことですか。労働加配米
を穴埋めするためじやありません。非
常に国内に食糧が不足してゐる時に、
あなた方みずから例の人造米なんとい
うものをどん／＼つくると奨励までし
て、何とかひとつ国内の食糧をうま
くやろうとして骨を折られておる時
に、十分食用化できるものを、どう
いうわけです。こういうことをされて
ゐる。これはどういふことになつてお
りますか。確かに一千トン払い下げた
のですが、それは一体どういふ理由に
基いてやつたのですか、その経過を
ひとつ御説明願ひたい。

○大口説明員 ただいまお尋ねのもち
碎米の問題は、昨年の暮れに、労働者
の労働加配米が、従来の例と比較され
ておると、本年度は量的には確保され
ておるが、外米の混入量が多くなつた
といふような関係で、質的に若干低下
を來してゐるという問題がありました
が、正月のもちだけは労働者に十分食
わせたいといふことで、正月用のもち
の配給にプラスをして、もちの碎米を
労働者に配給したいといふことで労働
省の方からお話合いがありまして、
当時年末にもちの碎米を積んだ船の入
港の予定がありましたが、御要求の
数量までは払下げできないが、若干
なりとも払下げをいたしましよとい

い、

うことで、食糧庁から労働省の方に回答いたしましたのであります。その後予定をいたしておりました輸入米を積みまし船の出港が遅れまして、本年の二月にその当時予定をいたしておりました船が人港いたしましたのであります。従いまして経過いたしましたし、当初は正月のもち米の補填という意味で話し合を進めて参つたのであります。

○井上委員　そうすると、食糧庁の正月は二月ですか。(笑) 正月のもち米として労働者に増配をしてやるという親心は、われ／＼は多量にいたします。多量にいたしますが、しかしながら正月を過ぎた以上は正月用としての目的に果されておられません。そうならば、当然そこで新しい用途を考えるべきであります。しかもこれが一体どういう経過をたどつてどういふ荷さばきをやられておるか、あなたは御存じになつていますか。私はこのことについてあなたに注意をしたい。あなたの良心に対して注意をしたい。そういうことは中止されたがよろしい。そうして正規な配給ルートで流さない。そうして一日分でも半日分でも主食の配給を浮かすことが必要でありましょう。これを私はあなたに申し入れてあるはずであります。そういうわれ／＼の国会における注意もあなた方は耳に入らずに、一体あなた方はどこを信用して行政をやつておられるのです。そういうことをいかにお考えになりますか。国会の意見なんかどうあつてもいいとお考えになるか、それを伺いたい。

○大口説明員　船が実際に到着が遅れておりますときに井上先生からお話がありまして、私もいろいろ／＼内部で相談いたしましたのでありますが、その後再三

労働省の方から督促を受けまして、これは年末の時期は失しておるが、経過としては年末のもち米の特配という経過で始まつたことであるから、当初の予定通りに払下げを実施してもらいたいという労働省の方からの御要求もありましたので、払下げを決定いたしましたのであります。しかし現在在庫にいたしております米につきまして、できるだけこれを主食の代替用の用途に向けて活用をはかるということは、今後実施をして参りたいというふうに考えております。

○井上委員　問題はそれが労働配米を生かす上に使われるなら私はいいのです。今でもかまいません。ところがそうでなしに、間食用に貴重な外貨が使われておるではありませんか。われわれは間食をやらすために貴重な外貨を使つておるのではない、不足する米を輸入しておるのではない、そこをもう少し考えていただかなければいけません。しかもこれの運動をやつて来ておるのは労働省ではありません。裏には労働総評議会が運動しておることはつきりしております。お菓子屋が運動しておりますことはつきりしております。もしこれが横流しになつたらあなたは責任を持ちますか。そういう問題になつて来ますから、私はその点を非常に憂へる。正規なあなたの方の配給ルートに乗せ、もし労働組合なら労働組合が言うて来るなら、重要産業に對しては非常に彼らがえらいことであるからということで、労働配米をお渡しになるならけつこうです。私はそこまであなたの方のやつておること干渉するのではないから、正規のル

トで正規の方法で効率的に使つてもらいたい。御承知の、まろの精白を入れますれば、百八十五ドルくらい金を出さなければならいけませんけれども、米米ならば百ドルそこ／＼で買えますから、そうしたらここで八十ドルも外貨は節約できます。それを一箇月に一べんくらい希望配給によつて末端に差引き配給しますならば、一日分でも助かります。また労働配米も一箇月に一べんくらいはこれを活用してくれ、あるいは外米の中にこれを入れますれば、粘りが出て外米の効率も高まつて参ります。そういう効率的にこれを活用する道を開きますれば、この碎米の輸入はコスト的にもかえつて経済的であります。そういう面から、碎米を裏な方面に流さずに、ほんとうに主食化して行くということが私も必要じゃないかと思う。この点をあなた方はまじめに御検討願ひなければならい。せし、現にあなた方が配給確保要綱をつくつておやりになつておるのであるから、それによつて十分やり得るのじやないか、そういう正規な方法をとらずに、間食のための貴重な外貨を使われてはたまつたものではない。そういうことをやつておるから、外貨はどん／＼雪解けのように減つて行くではありませんか。あなたは大事に国の世帯を握つておる者としてお考えにならなかつたらいけない。たとえば人造米をどん／＼つくつて奨励までしようかというときではありませんか。それでですから、ほんとうに足らぬときですから、よく国民に了解をしてもらつて協力を求める。そうしてそれをほんとうに効率的に使つて行くという線を出してもらいたい。こういう線

について政務次官はどうお考えになりますか。こういうことをやらしますと、さきの小川君の事件にいたしましたも、この事件にいたしまして、これが表へ出たら政府は責任を負わなければならい。だからそれらの問題について、政務次官もお忙しいだらうけれども、よく政治的に及ぼす影響をお考えになつて、しかも国が当面してある外貨節約という重要な点からもう少し考えてもらわねと、食管が赤字が出たら一般会計から繰入れるの、あるいは食糧証券の増発を認めてもらうのと、そういうことならだれでもやれます。それだからもう少しそこはあなたの方で慎重にこの内容を検討して、ほんとうに貴重なものは貴重なものとして、ずつと効率的にこれを活用して行く道を政治的にもつと考慮すべきじやないか、こう私は思いますが、政務次官はどうお考えになりますか。

○平野政府委員　労働省の要請によりまして労働者に対する正月用のもち米としてとりました措置が、輸入船の入港が遅れましたために時期を失したという点は、まことに遺憾であると存じております。しかしながら、根本問題として、主食の代替としてこれを進めて行くということが適當であると考えておりますので、御意見を尊重いたしまして、十分検討して、今後は遺憾のないように措置をいたしたいと思ひます。

○春日委員　議事進行について……この不良米、碎米の払下げ処置に関する問題は、今や国民の大きな疑惑にさらされておると思ひます。わけてただいま小川君から述べられてお

りまする保安隊に対する五百トンの払下げ、この問題は、農林当局の答弁によつても何ら明確にされてはおらないのでございまして、相手の木村篤太郎氏がこれを一体いかなる方法で配給したか、現実の問題といたしまして、国民の問題は十分調査をいたしまして、国民に對してその疑惑のあるところを明快に解明しなければならぬと考えます。そこで、この五百トンの碎米が菓子屋に流され、この木村篤太郎が指定したところの菓子屋が横流しをすることによつて巨大な利益を収めておる。国民の乏しい外貨がこういう木村篤太郎氏及びこれに関連する菓子屋によつてその利益を壟断されたというような疑惑をこのまま残しておくことは重大な問題でありますので、本件については、すみやかに本委員会の名において、専門員その他適當な機関を動員して、その真相を調査いたされたい。しこうして次回本委員会に、その払下げをされた五百トンの碎米の配分された菓子屋の氏名並びにその数量、それからそこからできた菓子消費された実情、さらにこの問題について、その横流しに関連した菓子屋並びにその事犯の実態、こういうものの調査報告を求めるものであります。

さらに加えて、ただいま井上委員から質問されておりましたところの労働省に對する一千トンの払下げ問題、これも同様菓子屋が横流しをしたことによつて相當の利潤が占められておる。しかのみならず、これに関連したところの人々によつて、それ／＼不正の事柄があつたがごとくにこれもまた流布されておりますので、これまた保安隊に關する調査事項と同様の調査をいたさ

れまして、すみやかに本委員会にその資料を御提出されたいということを動議として提出をいたします。

○内務委員長代理 ただいま春日君から動議を御提出になったのであります。この件につきまして、後刻理事会において相談いたしまして善処いたしたいと思うのですが、いかがでありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内務委員長代理 それではさよう決定いたします。

○小川(豊)委員 それでは、この保安庁に対して菓子用として払い下げた五百トンの米の問題は、そういう動議があつて理事会で御決定になるということですから、それはおきます。

次に、先ほどお聞きしたトルコから輸入した米の問題をお聞きしますが、このトルコから入った米がたいへんに変質してしまつた。これに対して私どもは、当然これはトルコ側に対して損害の要求がなされるべきだ、こう思うのですけれども、その損害の要求を政府はなされてない、なぜなされてないのか、その点をお尋ねいたします。

○平野政府委員 先ほど来トルコ米輸入に対してはお尋ねがあつたわけでございますが、まだその間の経過につきまして、事実の問題でございまして、御説明申し上げておりませんが、ただいま大石輸入業務課長が参りましたので、その後の事実を詳細に御報告申し上げます。

○大石説明員 その件につきましては、航行中の状況といたしまして、スエズ、シンガポール間において荒天が続きました、波が甲板を洗うというやうな難航をいたしました。それから船

体が非常に老朽しておるといふ事情もありまして、海水が非常に多く侵入しております。それでそのためにぬれ損を生じたものもはつきりいたしておりますが、その関係でハッチ内が高温を続けて参つた。ことに熱帯地帯を通過しておりますので、その間に非常な変質が起つたということに松本丞治先生等の御意見が一致して参つたわけでありまして、それでこの事故は、私どもとしては保険事故というふうに考えております。トルコに対しては何ら求償すべきものはないのではないかと。ことにトルコ側では、第三国的な機関でありますスーパ・インデペンデンスという会社の検定証を添えておりますが、それには〇・九五という黄変率の混入率になつておりました、これは私どもの許容しておる範囲でございます。それがこちらに来て五割以上になりまして、この海水による損害によるものというふうに考えております。

○小川(豊)委員 私はここに物理的な変化と化学的な変化の二つが出て来ると思うのです。あなたの方で買入れれた米の中に、初めから変質しておるものが入つておれば、これは一つの化学的な変化になつて来る。それから熱帯地方を航行しておる、あるいは海水が入つたというやうな形での変化というものが出て来る。そこに責任がトルコ側にあるのか、日本側にあるのかという問題の分岐点が出て来る。それは、この場合船は十月十三日に入港しておるのですが、これは向うで買いつけて、輸送その他の問題は一切当方の日本側の責任としてこれを輸入しておるのか、それとも入港までの責任はど

つちが持つておるのか、向うが持つておるのか、どつちですか。

○大石説明員 現在までのところ、まだ船会社との間のはつきりした交渉は結末を出しておりませんが、日本側としては、船会社の責任として考えております。

○小川(豊)委員 私が今お尋ねしておるのは、向うで買いつけたがゆえに、買いつけたそのときから日本側の責任になるのか。入港するまでの責任を向うが持つのか、それとも、それは別個に輸送中のものは全部船会社の責任であるのか。今あなたの御説明では、トルコを出発して日本に着くまでは船会社の責任だ、こういうことになるのですが、その船会社はこの船会社ですか。

○大石説明員 ちよつと問題をとり違えましたので、恐縮でございますが、トルコを出ますれば、それ以後の事故につきましては全部日本側の責任でございます。〔FOBかCIFかと呼ぶ者あり〕FOBに基いて買つております。従つてその後の事故につきましては、トルコ側に求償するあれがございせん、海難事故ならば船会社という意味で申し上げたのであります。

○小川(豊)委員 そうすると、この船会社はこの船会社ですか。

○大石説明員 ギリシャ船でございます。

○小川(豊)委員 そうすると、このギリシャの船会社に対して、あなたの方は損害の請求をしておるわけですかどうですか。

○大石説明員 取扱商をして請求をさしております。しかし船会社としましては、いさな故障を申し立てて、そ

の辺は今協商中であります。

○小川(豊)委員 そこであなたの方では、老朽の船であつたがゆえに海水等も入つた、あるいは熱帯等を通じて来ればこうだと言ふが、熱帯を通過して来るとはわかり切つてゐる。なぜ船会社と契約するときに、そういう海水の浸入するような船会社と契約して、そしてこういふ変質を出すやうなことになるつてしまつたか。これに対してどういふふうに考えられ、どういふ責任をとられるのか、その辺を伺いた

い。

○大石説明員 これにつきましては、今まで契約をいたしましたときに十分念を押しておりましたので、この件につきましては、船会社としてはロイドの検定を受けております。それでわれわれとしては、それ以上の保証を求めるといふことは現在で得ない状態になつております。

○小川(豊)委員 あなたの方で老朽の船を頼んでおるのだ。そこでこれに対しては、老朽であるがゆえに、そういうことが当然考えられるから、あなたの方の責任として当然保険をつけるべきだ。その保険はどこへおつけになつて、幾らおつけになつたか。

○大石説明員 取扱商社は江商でございます。保険金額についてはすぐ調べますから……。

○小川(豊)委員 それでは、これは私の方で資料を要求しますが、第一ここには買入れれた条件は出ておるけれども、買入れれた価格が出ていない。従つてあなたの方では幾らで買入れれたかという買入れ金額、それからこの損害の額、それから保険を幾らつけてあるか、どれだけ要求をしているか、こう

いうことをひとつ資料として出していただきたい。それから船会社が再保険をしてあるかどうか。こういう点をあなたの方から至急資料として出していただきたい。

○大石説明員 至急提出いたします。

○吉米地委員 関連して。ただいまの質問応答を聞いておると、農林省は貿易というものをさつぱり知らない、無知だということ。いかなる貿易でも、船会社が船会社自身の大きな責任を負うべき理由がない限り、船会社に要求することはできないのです。それを要求しているなどというのは、これはおかしい話です。たとい船会社が火事を起しても、海難に乗り上げて、沈没しても、その貨物の損害について船会社に要求することができないのです。これは政府が輸入するならば、どういふ保険を幾らつけて送れば、こういう指定がなければならぬはずなんです。それを保険をどこへつけたか、幾らつけたかわからない、こんな無責任な、貿易のいろはも知らない人が輸入課長さんだ。これはおかしいです。こういう大きな外貨を使つて重要食糧を輸入するときに、調べなければ船会社がわからない、保険金がわからない、こんなばかんなことがあります。今後もあることですから、少し考えてください。こういうものを輸入するときに、FOBで買つたならば、それについていさな輸出の条件、保険金、すべて指定して輸入商に扱わせなければいけないのです。それを何もやつていないというのを暴露しているのですよ。こういうやうなことは今後もう少しお考えになつた方がいいと思ふんです。私は御注意までに申し上げ

げておきます。

○大石説明員 ただいま私船会社にと申し上げましたのは、私の誤りでございませう。事故の原因について船会社とネゴシエートいたしておりますので、損害額の賠償は保険会社が対象になるわけでありませう。それから保険金額、積出し条件等については、全部ここに書類を持ってありますから、ただいますぐにも書き抜いて申し上げます。

○内藤委員長代理 井上良二君。

○井上委員 砂糖消費税の一部改正で、先般来から大蔵省といたろ／＼質疑をいたしておるのですが、この際農林省に伺いたいのは、砂糖消費税を昨年二割値上げをいたし、本年再び二割近い増税をいたす。この増税というものが砂糖価格の値上げに影響すると思えておりますか、影響なしと考えておりますか、これを伺いたい。

○平野政府委員 消費税が上りますれば、当然砂糖の販売価格に影響すると存じます。

○井上委員 これは先般も申し上げたのですが、今日政府は国民の主要食糧を、政府の責任においては米だけ十五日配給をいたしております。従つてあと十五日は粉食によらなければならぬ。従つて粉食における砂糖の需要というものは、これは切つても切り離すことのでき得ない必需品になつております。この国民生活の中心をなします主食の価格についてそういう値上りを来すというふうな事態に対して、消費税がさらに拍車をかけるというところに、農林省はこの消費税の値上げに対して何らの意思表示をせずに来ましたか、意思表示をいたしましたか、

それを伺いたい。

○平野政府委員 お話のように、粉食を奨励いたしまして国民の食生活を改善することが、今日必要なる重大政策でございませうが、それがためには砂糖の価格の低廉なることがもちろん必要であるわけにございませう。しかしながら砂糖消費税の値上げによりまして砂糖の値上りというものは、家計に及ぼす影響はごくわずかであります。この程度のことをもつて食生活改善の方途に重大な影響が及ぶというふうには考へておりません。

○井上委員 砂糖消費税の値上げが、砂糖の価格のつり上げの一つの要素になるというところは事実であります。今日糖価がいろいろの思惑によつて暴騰したといふことの説明を承つておるのではありませんが、その一つに、やはり砂糖消費税の値上げといふものが一つの思惑の中に入つておることは事実であります。そうしますと、この糖価の値上げを来す一つの要素になる砂糖消費税の値上げに対して、砂糖価格全体の暴騰というよりも、国民生活にさほど影響を来さない、こういう見地から、この問題についてはさほど強力な反対的な意思表示はしなかつた、こういう意味に承れるのであります。先般来国会において、この糖価の暴騰問題に関する政府の措置を要求しているのはどういふわけですか。これが国民生活に影響なしとして論議をしているのと違います。この糖価の暴騰が直接国民生活に重大な影響を来すがゆゑに、これが安定に必要な対策を政府に要求しておるのであります。その価格の暴騰の一つの要素となる消費税の値上げに対し

て、農林省がこれに何ら反省を促す発言をしないといふのは、あまりに食生活に対する無関心とは言えませんか。そういうことになりませんか。

○平野政府委員 砂糖の消費量は、今日まで年間百万トンといたしまして、そのうち家庭用の分は約三分の一くらいでございませう。従つてこれを斤で計算してみますと、大体一人当たり七斤くらいになるのであります。かりに八十円といたしましても、五百六十円になるわけでありまして、一箇月にすれば五十円以内になりませう。従つてその一割上るといたしましても五円ということになりませうから、家計に及ぼす影響としてはそう大きなことではないといふふうに考へます。ただ国会において非常に今問題になつておりますことは、この値上りによる利益が一部の製糖工場にのみ超過利潤を上げさせておるといふところに大きな問題があるわけでありまして、この点につきましまして、政府としては特別な措置を講じなければならぬと考へておるわけにございませう。

○井上委員 なるほど斤当りには五円か六円しか上りますまいけれども、消費税が二割上るといふことによる思惑が、砂糖全体をつり上げておるのではありませうか。このことが非常に糖価を高めておる原因になつておるのです。それが全部でないにしても、一つの思惑の要素になつておることは事実です。従つて一斤六十二円くらいが妥当な採算が合う価格であると言われておるが、今日八、九十円にも値上げされておる。八、九十円にも値上げされたことによつて及ぼす国民への影響と、そしてわずか十九社くらいの製糖会社

の独占的利潤というのが問題になつて来ておるでしよう。そこで伺います。政府はいかなる手を具体的に考へておるのでしようか。そしてまた二十九年度の外貨割当による砂糖の輸入の見通しを一体どのくらいという見当でされておりますか、それを伺いたい。

○平野政府委員 八、九十円というお話であります。今日のところでは、若干値下りをいたしておるわけにございませう。また政府がどういふ措置をとるかというところにつきましては、ただいま慎重に検討を進めておる次第でございませう。なおまた外貨の見通しでございますが、これは全体として相当削減をせざるを得ないという情勢にありまして、従つて砂糖につきましても、前年度より若干下まるといふことはあり得ると存するわけにございませう。

○井上委員 もう一点伺います。砂糖の有効需要は、二十九年度は戦前の比率から申しますならば、百十五、六万トンが必要とするのではないかと存じます。ところが現実の外貨割当その他からわれ／＼が常識的に推定されま

すのは、おそらく百万トンををはるか下まるとはならないかと推定いたします。たとえばこれは内地甘味料等も勘案をして、砂糖の輸入は八十万トンというところに推定をされました場合、はたして糖価値下げが実現するかといえ、そういう数字が予想される今日、私はあなたの言われるように非常に下つて来るとは考えられませんか。そこで砂糖の価格を安定するのには、どうして強力な砂糖の価格安定への一つの措置が講ぜられなければならない。自

由取引の現状に放任して置いたのでは、全体の外貨割当が少くなる見通しに立つておる今日においては、砂糖の価格が下落をしない。逆に暴騰する情勢にあるのではないかと、こう私は推定するのであります。従つて今日まだ外貨の割当がどのくらいになるかといふことは、政府としてははつきり申されないのでありますが、少くとも今お話のように、かりに家庭用として年間三十万トンくらい必要とするといふことになりませうならば、あと六、七十万トンというものは、いわゆる不要、不急の方面に使われておるといふことが言ひ得られる。そうなりますと、どうしても割当が非常に峻厳に削減を要求されて参る。さうな意味から、二十九年年度の砂糖の外貨割当は、百万トンををはるか下まるといふことが想定される。

そうなつた場合、これは現状のままに放任して置いたのでは、とうてい砂糖の価格を安定する措置は講ぜられないといふことに私はなると思ふ。そういう見通しをお持ちになつておりますか。それとも逆にあなたは依然として下ると考へになつておりますか。

○平野政府委員 お話の通り、砂糖の輸入量を前年度の程度に確保するといふことは困難であると存じます。従つて価格が順次下落するといふことも考へられないのでありまして、従つてそういう見通しにおきましては、何らかの措置を講じなければならぬといふことも、これまた当然と思つておる次第であります。その意味で、ただいまその方途について研究いたしておる次第であります。

○春日委員 関連して……砂糖の価格をいかに安定せしめるかということ

は、われ／＼が当面する大きな政治課題の一つなんだが、そこで昨日の大蔵大臣の答弁によると、ほとんどきめ手も何もないというような状態であります。そこで私は、先般精糖製糖会社の各期貸借対照表という資料をちょうだいして、砂糖に関する行政指導がどんなふうに行われておるかということについて、検討してみたいところ、驚くべき二、三の事柄が頭を出して来たのであります。

〔内藤委員長代理退席、淺香委員長代理着席〕

そこで、その二、三の資料を申し述べて、大蔵政務次官並びに農林政務次官の御答弁を願いたいのであります。この資料をい／＼整理して参りますと、たとえば二十七年の上半期におけるこの十九の製糖会社の利潤であります。これは、この十九会社の独占事業になつておるわけだが、一番大きいのは、大日本製糖のごときは、資本に対して一九八％の半期利潤をあげておる。明治製糖のごときは、一六四％、名古屋精糖二四五％、フジ製糖九五二％、塩水港精糖のごときは、資本に対して一七四％という巨大利潤をあげておるわけであります。このことは、明らかに外貨の割当と輸入された原糖を独占的に精製することからあがつて来るところの巨大利潤なんです。製糖会社がこういう大きな利益をあげておるということは、すなわちそれだけ砂糖の値段が高いということなんです。すなわち、十九社がお互いにい／＼と価格操作——独禁法でどういう制肘を加えておるかまだ調査はいたしておりませんが、い／＼にしては、資本に対してはなはだしきは一七

四二％、三〇〇％、四〇〇％というのにはさうなんです。こういうような巨大利潤を製糖会社が得ておる。このことを政府が見のがしておるということ、すなわち政府と製糖会社とが暗黙のうちに了解をし合つて、こういう糖価の暴騰を結局野放しにしておるといふきびしい批判が起きて来ることは当然であると思う。そういう会社がその後一年間にどういう企業の経営をして来たかということもさうい／＼と分析して参りますと、次のことが明らかになつて来る。すなわち、彼らは設備能力に対して外貨、原糖が割当てられて来るのだから、その設備能力をふやせ／＼ということ、二十七年の上期から二十八年の三月までの間にどのくらい設備の増大をはかつて来たかと申しますと、大体において、たとえばこの表によりますと、大日本製糖のごときは、一・三倍、芝浦精糖一・五倍、東洋精糖二倍、名古屋精糖一・九倍、フジ製糖二倍といふふう

に、ほとんど一年間のうちに、そのもうけた金でもつて、そういう割当をたくさん獲得し得る資格を得ることのために、設備の増強を行つて参つたわけであります。ところがこれに対しては自己資本のみではとうてい償えるものではない。従つて、それ／＼の金融機関から相当巨大な設備に対する融資を受けておることは当然であります。が、その結果現在どういふ状態になつておるかということもさうに調べてみると、たとえばこういう巨大な設備をして、結局その設備がフルに回転しておれば問題はない。ところがこの登録されたところの月産精製能力と配当されたところの砂糖の分量との対比較によつてその稼働パーセンテージをこ

こ算出してみたが、大日本製糖のごときは六百五十トンの日産能力を持ちながら五四％しか回転していない。明治製糖は八百四十トンの日産能力で三八％の稼働率である。おおむね四三％、四〇％、六〇％というようなくらいに、ほとんど半分以上のものが遊んでおるわけだ。そこで私が大蔵政務次官にお伺いしたいことは、先般来日銀その他銀行局長も、あなたもさうな御答弁をなすつたと思うのだが、今日金融界の事情にかんがみて、過剰投資、二重投資のごときは断じてこれを抑制して、やつてはいないか、あなたも製糖会社十九社に対しては、現実稼働率五〇％未満のものが大部分であるわけだが、必要を越えたところの設備に對して何十億というところの融資が現行に行われておる。すなわち、二十七年の上期から二十八年の三月までの間に、さういふ巨大な施設をしたのだが、それは原糖を精製するための施設ではなくて、外貨の割当を獲得する資格を捏造するための設備増強であつたわけだ。こういうところに現実銀行が融資しているではないか。すなわちこれは、過剰投資、二重投資があるということとをわれ／＼が指摘していることが、はからずもここに暴露されたのだが、こういうような事実から考へてみて、あなたの方は、現在の日銀並びに政府が指導しているところの金融方式が、大企業に対する過剰投資、二重投資はないといつてなおかつ断言できるかどうか。さらにはまた、現在のこういう精製能力に対して外貨を割当てるといふあり方が、結局はこういうような設

備増強競争の姿となつて現われて参つたのだが、農林政務次官は、今のようないふ方式でよいと思つておるかどうか、まずこの一点を御答弁願いたい。○平野政府委員 お話の通り、現在非常に過剰設備になつておるということ、は事実でございます。これは、從來必ずしも設備能力に應じた外貨割当をいたしたわけではございませんで、その他実績等いろいろ勘案しておりましたけれども、一つの要素であつたことは事実であります。従つて、こういう方法を続けて参りますならば、さらに過剰に陥るおそれがあるわけでありま

いたしましては、日本の資本蓄積が非常に少ない際でございますから、日銀その他の金融機関を通じて、いわゆる指導的な立場で、なるべくそうした設備が過剰にならないように、最も有効に使用されるように事実上指導しておるのであります。が、何しろ金融機関を隔てた問題でございますから、個々の具体的な問題でございまして、個々の具体的な問題でございまして、私といたしましては、あるいは大蔵当局といたしましては、政府の方針にのつとめて、なるべく資金の有効な効率的な使用が行われるように、今後とも一層金融機関等に督促して参りたいと思ひます。

○春日委員 私は、まことに問題は大きいと思ひます。こういうような生産設備に対して外貨が割当てられるというふうな過去の実績というものは、ひとり砂糖の問題ばかりではなく、羊毛の輸入だとか、原綿の輸入等においても相当の影響があると思ふのだが、現実の問題として、一方には中小企業は非常に金詰まりで、先般委員会においても決議いたしました通りで、三月四日のごときは、東京手形交換所で三千四百五枚の下渡り手形が出ておる。そういう方面にはあなた方は金を貸さうとしていないで、同時に、こういうような大企業に対しては、必要を越えたところの設備に対しては、必要を越えた金を貸してゐるではないか。あなた方は口にはい／＼／＼なことを言つておられるけれども、現実にはこういうような姿となつて現れておる。私も、このことを国民とともに怒らざるを得ないのです。たとえばこの砂糖会社のごときは、一年間に七十二億の利

益を出してゐる。大蔵省といたしましては、日本の資本蓄積が非常に少ない際でございますから、日銀その他の金融機関を通じて、いわゆる指導的な立場で、なるべくそうした設備が過剰にならないように、最も有効に使用されるように事実上指導しておるのであります。が、何しろ金融機関を隔てた問題でございますから、個々の具体的な問題でございまして、私といたしましては、あるいは大蔵当局といたしましては、政府の方針にのつとめて、なるべく資金の有効な効率的な使用が行われるように、今後とも一層金融機関等に督促して参りたいと思ひます。

○植木政府委員 ただいまのお話の中に私に対しての御質問で、過剰設備になるようなものに対して金融をつけていないといふことを私が申しておつたようにおつしやいました。私は、先般の委員会のときは、製糖会社方面に過剰設備になつておるような状況になつておることは、私も知つております。こういうことを申し上げたのであります。従つて、事実の結果といたしまして、製糖業界にかような過剰設備が今日できてゐることは私たちが認めるのであります。ただ、なぜこれがかようなことにならぬようにできなかったかといふおしかりと考えますが、御承知のように、現在は戦時中とは違ひまして、いわゆる金融統制を完全にやつておるわけではございません。大蔵省と

益を得ておるが、こういうような会社
が国民にとっても高い砂糖を売りつけて
利益を得て、さらにその金を政治資金
に活用して、銀行からじゃん／＼金を
借り受けて、こういうようなとほうも
ない設備をここにくり上げておる。
こういうようなあり方に対して、私は
あなた方にも少し責任ある答弁を願
わなければならぬ。少くとも大蔵大臣
は、日銀政策委員会を通じて、日銀の
金融政策に大きな影響力をお持ちにな
つておる。従つて、すでに精製能力は
今日のものをもつて足りるのだから、
製糖会社に対して金融する必要がない
ならないということ、どうしてもう
少しこういうようなものを抑制するこ
とができぬか。この点十分御明答を願
い、今後の日銀政策に大きな規制をお
願ひしたいと思います。

それから農林政務次官にお伺いした
い。これを調査してみると、さらにこ
ういうことが明らかになる。たとえば
二十八年度の原糖割当量をずつと推算
してみると、結局あるものはその生産
設備の八三％くらい稼働できるような
たくさんの割当をもらつておる。それ
は名古屋精糖である。その他のものは
三八％、四〇％というようなことで、
あるものはたいへんたくさんの割当を
もらひ、しからざるものは大体におい
て四〇％とか四五％とかいうことに、
期せずして数字が並んでおる。これは
一体どういうわけで特定の会社がずば
抜けてそういう巨大な原糖の割当を受
けることに成功したのであるか、どう
いう理由でこういうような計数がここ
に出て来たのであるか。この点につい
てひとつ御説明を承りたい。

〔淺香委員長代理退席、山本（勝）委

員長代理着席〕

○平野政府委員 現在約二百万トンの
設備があるわけでありまして、これに
対して百万トン程度の輸入量でありま
すから、稼働率が平均五〇％くらいに
なるということになります。このうち
いろ／＼高低があるではないか、その
間に不公平なことがあるではないかと
いうふうなお尋ねと存しますが、実は
私個々のこまかい内容については存じ
ませんけれども、今までは設備能力だ
けでなしに、過去における実績とか、
いろ／＼な要素も加味して割当をいた
しますので、若干そういう不均衡が起
ると存するわけでございます。この割
当方式の詳細につきまして御必要がご
ざいますならば、事務局より御説
明申し上げます。

○春日委員 質問の玄関口に入つたば
かりだけれども、やめろということ
ですから、引續いて明日いたします。本
日はこれで質問を打ち切ります。

○山本（勝）委員長代理 本日はこれに
て散会いたします。

午後零時二十五分散会

昭和二十九年三月二十五日印刷

昭和二十九年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局